Sales Point

税制上の優遇措置

企業立地促進法
原子力発電施設等立地地域特別措置法

対象地域	企業立地促進法集積地域 企業立地促進法	原子力発電施設等立地地域 原子力発電施設等立地地域特別措置法
国　税 （法人税）	● 法人税 特別償却の適用 ● 対象業種 製造業 農林漁業関連業種 ● 取得価格 （1）　製造業 ※ 機械装置 1,000 万円以上かつ総投資額 3 億円以上 ※ 建物 5 億円以上 （2）　農林漁業関連業種 ※ 機械装置 500 万円以上かつ総投資額 4,000 万円以上 ※ 建物 5 千万円以上 ●償却割合 機械等　15/100 建物等　8/100	
県　税 （不動産取得税） （事業税）	● 不動産取得税 課税免除 ● 対象業種 製造業・情報通信業・情報通信・技術利用業・運輸業・卸売業・自然科学研究所・農林漁業関連業種 ● 取得価格 （1）　農林漁業関連以外の業種 2 億円超 （2）　農林漁業関連業種 5 千万円超	● 不動産取得税 不均一課税 ● 事業税 不均一課税（3 年間） ● 対象業種 製造業・道路貨物運送業・倉庫業・梱包業・卸売業 ● 取得価格 2,700 万円超
市　税 （固定資産税）	● 固定資産税 課税免除（3 年間） ● 取得価格 （1）　農林漁業関連以外の業種 2 億円超 （2）　農林漁業関連業種 5 千万円超	● 固定資産税 不均一課税（3 年間） ● 取得価格 2,700 万円超

[redacted]